

公益財団法人静岡県国際交流協会役員等の費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人静岡県国際交流協会（以下「この法人」という。）定款第14条第2項（評議員の報酬等）及び第27条第2項（役員報酬等）の費用弁償の支給の基準について定めることを目的とする。

(費用弁償の種類及び金額)

第2条 役員等が職務のため旅行（出張）をしたときは、費用弁償としてこの法人の旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(支給方法)

第3条 前条の旅費は、旅行（出張）の都度、現金により支給する。

(補足)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人静岡県国際交流協会の設立の登記の日から施行する。